青少年保護育成運動
5月1日～31日
覚せい剤禍撲滅運動

若い瞳に輝きを！

川越 市政だより

No. 59　発行所　埼玉県川越市役所　印刷所　株式会社青山印刷所

今月納めていただく税金は
自転車荷車税　全期
納期限　5月31日

第一回定例市議会に於ける主なる條例の改正点

去る三月二十九日第一回定例市議会で議決された市条例の一部改正で主なものは次のとおりです。

▽川越市税条例の一部を改正する条例

この条例は市税の臨時措置条例が昨年限りで効力がなくなるため自転車荷車税の税率を昨年度と同額にするため改正されたものです。（荷積牛馬車だけは昨年より引下げられる）ご参考までに税率を次に掲げます。

一、自転車

原動機付自転車

総排気量が〇・〇五リットル以下のもの又は定格出力が〇・六キロワット以下のもの　年額六〇〇円

総排気量が〇・〇五リットルをこえ〇・〇九リットル以下のもの又は定格出力が〇・六キロワットをこえ〇・八キロワットまでのもの　年額九六〇円

総排気量が〇・〇九リットルをこえるもの又は定格出力が〇・八キロワットをこえるもの　年額一、二〇〇円

二、荷車

荷積牛馬車　年額八四〇円

▽川越市危険物取締条例の一部を改正する条例

この条例は危険物取締の中危険物取扱主任者と映写技術者に対する適任証下付制が、今後埼玉県都市消防連絡協議会において全県的に統一され資格試験免許制に改正されたものです。

▽川越市手数料条例の一部を改正する条例

この手数料条例の改正は危険物取締条例の改正により免許制になりましたので、それに伴う交付手数料を定めたものです。本件についてのお問合せは消防本部で承わります。

▽川越市立商業高等学校生徒授業料徴収に関する条例の一部を改正する条例

この条例は市立商業学校の授業料を現在の経済事情により、本市住民一ケ月六百円であつたのを七百円とし、その他の者一ケ月八百円を九百円と改めたものです。

▽川越市予防接種及び健康診断手数料条例

この条例は結核予防法改正に伴つて行う予防接種の際の手数料と結核性疾患予防のため行うツベルクリン反応検査、エックス線検査を行つた健康診断の手数料を定めたものです。

▽川越市清掃条例の一部を改正する条例

この条例は一般世帯または準世帯（寮、下宿、その他これらに準ずるもの）から汚物を収集し処分したときに土地又は建物の占有者から汚物取扱手数料を徴収するもので、前号に掲載いたしました。

▽川越市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

この条例は前号で申し述べたとおりであります。

市税徴収対策本部にご協力下さい

このたび市では市税の正しい賦課と徴収の実績確保を図り、市財政を確立する目的で「市税徴収確保対策本部」を設けました。その内容は次のとおりですが、市民の皆様のご理解とご協力によりまして充分に目的が達せられますよう念願いたします。

一、方針

1 市民の愛市の精神による市税の早期納付を奨励して滞納の増加を防止する。

2 税務の改善を図り、納税者の実情に合つた課税と合理的な徴収を行つて滞納額の減少に努める。

3 納税美徳の育成に努め納税成績の進展を図る。

二、要領

徴収の確保に関し総合的な計画とその実施を進めるために市に市税徴収確保対策本部を置き、本部長、副部長、委員（各課長、支所長）、事務局員（総務、財政、税務、会計各課の係長）で構成する。

三、実施計画

1 納税状況の進度に応じた宣伝を行い自主的な納付を奨励する。

2 納税貯蓄組合の結成と運営の指導に努めるとともに報奨金の交付等によつて健全な育成を図る。

3 長期完納者や優良納税者等の顕彰を行う。

更に事務処理の刷新、改善と実情に即した合理的な徴収を行うために自主的な納税の啓蒙運動や徴収諸制度の活用を図り、悪質の滞納者に対しては差押え公売を断行して、優良納税者との不均衡を是正するように努める考えです。

少年と家庭審判所

浦和家庭裁判所

新憲法第十三条には「すべての国民は個人として尊重される」と規定されていますが、従来個人として一番威張つていたのは成人の男子で、個人としての人格を軽視されがちであつたのは女と子供とであつたといえましよう。そこで新憲法は第十四条で「すべての国民は…平等であつて…性別…により差別されない。」といい第二十四条で「両性の本質的平等」ということを規定し、またその憲法の精神に従つて制定された児童憲章には「児童は人として重んぜられる。」とうたわれています。これらの規定に見られる憲法の精神に則つて、不幸な立場にある婦人と少年の人格を擁護するのは家庭裁判所の仕事だといえましよう。然しここでは婦人のことはしばらくおいて、少年と家庭裁判所のことを少しく述べて見たいと思います。

児童憲章の第十節に「すべての児童は虐待、酷使、放任その他不当な取扱からまもられる。あやまちをおかした児童は適切に保護指導される。」と定められて居ります。少年法という法律はその趣旨をくんで、非行のある少年に対しても「性格の矯正及び環境の調整に関する保護処分」を行い、止むを得ず少年に刑罰を加えなければならないような場合でもその裁判の手続等に死刑の除外、不定期刑その他の特別の措置が講ぜられています。いうまでもなく少年は人間として未完成であつてその生命は外界の力に影響され易く傷付き易い反面、成人と違つてこれから伸びる無限の可能性を有つているのであります。不幸にも罪を犯した少年に成人と同様の刑罰をもつて臨み、前科者という刻印を押して、伸び行く生命の芽を摘み取つてしまうことは、少年の生命、即ち人格をないがしろにすることになります。それ故少年が罪を犯しても原則として刑罰を避け保護の措置をしようということになつているのであります。

昭和二十三年までは旧少年法に依つて少年審判所という行政系統の役所が非行少年の事件を扱つており、年令十八才未満で検事局から不起訴処分を受けた少年つまり刑事処分にまわされた残りの少年だけを対象としていたのでありますが、新少年法によつて家庭裁判所が扱うようになつた現在では対象少年の年令も二十才未満に引上げられ、しかも非行少年の事件はすべて検察庁が起訴、不起訴をきめる前に家庭裁判所に送られて少年の健全な保護育成のために最も適当と思われる措置がとられるのであります。しかし家庭裁判所で調査した結果非行が極めて重大で保護処分に適しないものと認めた少年は検察庁に送つて刑事処分に任せられることになつています。旧少年法当時と現在の事件数を比較して見ますと、昭和二十三年中に少年審判所で取扱つた非行少年の事件は全国で約五万件でありますが、家庭裁判所が昨年中に取扱つた事件は更にその五倍余の二十八万余件に及んでいます。しかも少年受刑者数を見ると、昭和二十三年二月末現在で二、九八二名であつたのに対し、昭和三十年二月末現在では一、七八五名となつて居り、つまり昭和三十年の取扱件数が著増しているのに受刑少年数は逆に減少しています。それは旧少年法時代には現在に比べ犯罪少年で保護処分より刑事処分に付される割合が非常に多かつたことを物語るもので、端的に云えば現在は旧少年法時代に比して少年の前科者が激減したということであります。勿論その反面、非行少年で手厚い保護の措置を受けているものは、受刑者に反比例して増加しておるのであります。即ち少年院で保護を受けている在院者は昭和二十三年二月末現在一、一一八名であつたものが昭和三十年二月末現在では一〇、四二四名に上つているのであります。この数字を見れば新少年法の下において、憲法の個人の尊重の精神に基き、家庭裁判所が不幸な少年の人格の擁護のために如何に骨を折つているかが伺えると思います。

主要食糧配給のうつりかわり（その一）

まえがき

食糧管理法（昭和十七年二月二十一日法律第四十号）第一条に「本法ハ国民食糧ノ確保及国民経済ノ安定ヲ図ル為食糧ヲ管理シ其ノ需給及価格ノ調整並ニ配給ノ統制ヲ行フコトヲ目的トス」とありますが、わたくしたち国民は戦前、とくに戦後をつうじ、食糧事情の変遷にともなつて、種々雑多な問題をいまさらながらあらたにするものがあると思います。食糧管理法は、国民食糧の確保及び国民経済の安定を[illegible]

[illegible]「主要食糧の配給のうつりかわり」については資料の不足から不備な点が多々あると思いますが、みなさん方のご叱声とご援助を切にお願いいたします。

（商工課）

年月日	記事
昭和一二・八・二八	米穀配給調整委員会設置さる。
〃　九・一〇	米穀の応急措置に関する法律公布、一二年一二月一日施行。
一三・三・一七	米穀利用研究所設置
〃　一一・二一	全国米穀卸商業組合聯盟設立。
〃　一一・二二	全国米穀小売商業組合設立。
〃　一一・二二	精米取締規則公布、一四年一月一日施行。混砂搗米厳禁。
一四・四・一二	米穀配給統制法公布。五月一日施行
〃　五・二五	日本米穀株式会社設立。
〃　五・三〇	全国米穀卸商業組合聯合会設立。
〃　八・二四	米穀配給統制法第十四条発動。
〃　九・三〇	米穀市場細則公布。一〇月一日施行
〃　一一・二	外米輸入方針を採択。
〃　一一・六	米穀強制買入の省令公布施行。
〃　一一・二五	米穀搗精等制限令公布一二月一日施行。白米禁止。
〃　一二・二四	米穀統制委員会、一五米穀年度の公定米価最低三二円五〇銭。最高四三円に決定。
一五・二・一三	米穀配給統制規則公布、施行。
〃　二・一四	朝鮮における雑穀輸入難のため朝鮮米の輸入困難。
〃　四・一	臨時穀物等の移出統制に関する件公布施行。
〃　四・一〇	日満鮮に米穀、雑穀、大豆の三角バーター制実施。
〃　六・一〇	麦類配給統制規則公布施行。米穀強制出荷命令発動。
〃　七・一三	[illegible]農産物集荷統制令公布。[illegible]施行。小麦配給統制令公布。
〃　八・二〇	臨時米穀配給統制規則公布。九月一〇日施行。
〃　一〇・二四	米穀管理規則公布。一一月一日施行。米穀の国家管理実施。
〃　一一・二四	雑穀配給統制規則公布施行。
一六・一・二一	農林省、食糧管理局設置。
〃　四・一	東京、大阪に米穀の配給通帳制実施
〃　六・九	麦類の全配給販売管理実施。
〃　八・二四	米価三八円に値上、一一月六日より四三円
〃　九・一五	米穀国家管理実施、管理米全部を政府米として買上
〃　一〇・四	雑穀配給統制規則公布。一〇月一〇日施行。
一七・二・二一	食糧管理法公布。七月一日施行。
〃　七・二五	中央食糧営団設立。
〃　一〇・二四	食糧管理委員会設置。
〃　一二・二〇	中央食糧協力会設立。
一八・四・二〇	米価六二円五〇銭に引上。二〇年四月五日九二円五〇銭に引上。
〃　五・二五	外地米買入価格五〇円に引上。
一九・八・一五	東京、綜合配給制実施。
二〇・七・四	主食配給、七月～一〇月一〇%減 労務特配停止決定。
二〇・八・一五	終戦。

市議会議員 小野正一氏逝去

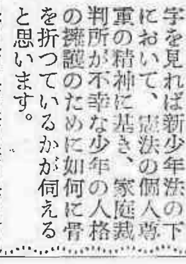

川越市議会議員小野正一氏

川越市議会議員小野正一氏は四月二十八日午前十一時五分市内赤心堂病院にて破傷風で死去され、葬儀は二十九日午後一時より市内下赤坂の自宅で福原農業協同組合葬により執行されました。

住所　川越市大字下赤坂二四一番地

経歴　大正元年八月一日生
現川越市議会議員総務財政並に農林常任委員
現福原農業協同組合組合長兼専務理事
現川越市農業共済組合副組合長

略歴
昭和十六年八月二十七日埼玉県立川越農蚕学校専修科卒業
二十年四月福原村議会議員に当選
二十六年三月同退職
二十三年五月福原農業協同組合設立され同組合専務理事として現在に至る
三十年五月川越市議会議員に当選現在に至る。

母親学級へどうぞ

妊婦さんにはぜひ聞いていただきたい母親学級を左の日程で開きます。妊婦さんでない方もご希望がありましたら多数ご出席下さい。全日程ご出席の方には終了書をさしあげます。

記

一、日時及講義内容

五月十五日午後一時より四時まで
一時～二時　開講式
二時～三時　性器と妊娠
三時～四時　母性の栄養について

五月十八日
一時～二時　妊娠の衛生
二時～三時　分娩について
三時～四時　産褥について

五月二十一日
一時～二時　自宅分娩のための準備（赤ちゃんの衣類）
二時～三時　乳児の保育
三時～四時　乳児の入浴

五月二十四日
一時～三時　受胎調節について
三時～四時　終了式

二、開講場所　市内大工町国保直営診療所内　健康相談室

川越市国保直営

川越診療所（大工町　電三四三）
内科　小児科　レントゲン科　医師　福岡昭
午前外来　午後夜間往診

芳野診療所（北田島　電一、三八八）
内科　小児科　外科　整形外科　レントゲン科　医師　鈴木正幸　医師　船津清
午前外来　午後夜間往診

市の税金がお近くで納められます

市では税金を納める皆様の利便を考えて前から取扱つていた銀行などの外に次の銀行でも納められるようにいたしました。

日本相互銀行川越支店（鍛冶町）
大生相互銀行川越支店（上松江町）

前から取扱つている銀行は次のとおりです。

埼玉銀行川越支店　武蔵野銀行川越支店
埼玉銀行南支店　埼玉信用金庫川越支店
埼玉銀行西支店　富士銀行川越支店
三和銀行川越支店

参議院議員選挙に備えて
あなたの名簿を確認して下さい!

近く執行を予定されている、参議院議員通常選挙は、去る二十五年六月に行われた、参議院議員の改選であります。

ご存じのように、参議院議員の任期は六年ですから来る六月三日で任期が終りますので、また有権者皆様の尊い一票を行使する日が近づいて来た訳です。

当選挙管理委員会では、いくたびか選挙の管理、執行にあたつて来ましたが、今まで何等の事故もなく、選挙を完全に終らせていただいた事について、選挙人の皆様に深く感謝して居ります。

参議院議員選挙を間近にして、選挙人の皆様に、更につぎの注意とご協力をお願いいたします。

○選挙権を行使するために、まず大切なことは、その選挙に用いる、選挙人名簿に登録されていることです。従つて、たとえ選挙権があつても、名簿に登録されていないと、投票することが出来ません。

選挙人名簿の登録とは、毎年九月十五日現在で、選挙管理委員会が調製する、基本選挙人名簿のことですが、この名簿は絶対に脱漏者がないとは断言できないので、選挙が行われる場合に、本選挙人名簿の脱漏者や新らしく選挙権を得られる方のために、申請によつて調製されるのが補充選挙人名簿です。

そこで投票を行うに一番大切な選挙人名簿に、あなたのお名前が登録されているかどうかを確めておく必要があります。

投票当日には、一人の名簿脱漏者も出ないように、どうか事前に名簿を確認されるように、お願いいたします。(市選挙管理委員会)

有利な市税の納め方
納期前納付のお奨め

これまでは、令書が各納期毎に発付されていた関係からどうかすると税金の納付は納期の月だけ取扱うものだとのお考えを持つていられる向も多い様ですが、既に交付されている納税令書については、いつでも納付していただけます。その場合の報奨金は納付していただいた月に応じ、計算して差し上げますから、有利な点は変りません。

また報奨金の計算も従来税額の百円以下は切捨てされて居りましたが、現在では税額の全額につき計算交付して居りますから、たとえ少額な方でも、固定資産税や市民税の様に納期前の月数の多いものについては非常にお得です。

家計のご都合をつけ税金をお早く納めて有利な報奨金を受けられますとともに市の財政にご協力いたゞく様お願いします。

(農事だより)水稲苗代共進会 出品のお勧め

水稲栽培農家の生産技術の改善向上を図るため左記規程により、苗代共進会を開催致しますから、多数出品せられる様お勧め致します。(農務課)

川越市水稲苗代共進会規程

第一条　この共進会は川越市水稲苗代共進会(以下苗代共進会と云う)と称し事務所を川越市役所農務課に置く。

第二条　この苗代共進会は市内水稲栽培農家の生産技術の改善向上を図ることをもつて目的とする。

第三条　1この苗代共進会に会長一名及び副会長参与審査長幹事審査員書記を各若干名置く。

2 会長は市長とする。

3 副会長審査長参与幹事審査員書記は市内の左の機関の代表者及び職員の内より会長が任命又は委嘱する。

農業委員会農業協同組合農業共済組合農業改良普及所市農務課並びに支所

第四条　略

第五条　この苗代共進会は左の出品を対照とする。

個人出品―個人管理の苗代

第六条　1この苗代共進会に出品しようとする者は別に定める様式の申込書を会長宛提出しなければならない。

2 一農家の出品点数は一点とし一圃場を一点とみなす。

第七条　審査は別に定める規程により審査し成績優秀なるものにその級により褒賞を授与する。

第八条　この苗代共進会の審査の結果に対して異議の申立をすることができない。

第九条　この苗代共進会の経費は市費を予算の範囲内に於て充当する。

水稲の元肥は全層施肥で

全層施肥ということは、水田へ元肥の窒素肥料を有効にきかせるために行われる肥料のやり方ですが、多くの方は植代掻のときに施しております。しかし、これではやつた硫安の二〜三割位しか稲に吸われません。何故かといゝますと、田植をしてから二〜三週間たつた水田を一寸掘つてみるとわかることですが、その頃の水田は、表面〇・五糎から一糎位が赤く酸素の多い状態を見せており、その下は青黒く、酸素の不足した状態を示しています。赤い所を酸素層、青黒い所を還元層といつています。

植代掻のときに施したアンモニヤは、殆んどがこの表面の酸素層にとゞまりますので、やがて酸化され硝酸に変ります。硝酸は水に流れ易いので、滲透水と一緒に下層の酸素のない還元層に入つて行きます。

この層に入つた硝酸は、酸素がうばわれて、窒素だけが残り、それが地上にガス体となつて逃げてゆくために、折角施した窒素肥料が稲に吸われないで終ります。ところがアンモニヤは酸素をもつていませんから始めからこの還元層へ入れておけば、そのまゝの形で安定しているので、充分に稲に吸われるわけです。

つまり全層施肥とは、アンモニヤ肥料を予め作土深くすき込む方法だといえるわけです。従つて田に水を引いてからとか、或いは水を張つたまゝでは、水にとけて表面にとゞまる率が多くなりますので、なるべく水のかゝる前にまた水がかゝつた後では出来るだけ水を落して、深く入るように施すことが大切です。

また水のかゝる前といつても、あまり早く施すとアンモニヤが硝酸に変つてしまいますし、といつて灌水直前でも折角施したアンモニヤが土に吸われない内に水がかゝるので、これまた流されてしまう心配があります。

その他、石灰窒素とか尿素のようなものですと、アンモニヤに変るまで多少の時日があるので、このことも考えに入れて施す注意が必要です。

硫安での例を申し上げますと、大体、灌水の五日前から二日前の間に施すのが適当のようです。石灰窒素ですと、二週間から十日位前、尿素ですと七日から四日位前あたりに施すのがよいでしょう。

たゞ湿田に石灰窒素を施す場合に、撒いてすぐ深くすき込むと、分解がおそくなりますので、撒いてからしばらくそのまゝにしておくか、或いは浅くかきまぜるだけにしておいて欲しいと思います。(農務課)

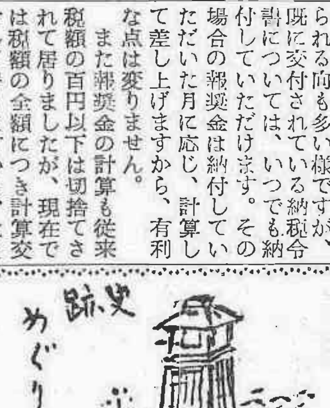

(南古谷地区)奥貫友山の墓

友山は川越市久下戸(南古谷)の人であり、昔代々村の名主役をつとめた。通称は奥貫五平次と家名に呼んだ。五代目の人であり、諱名を正卿、字を伯雅と称したが、その号である友山で、世に知られた篤学の慈善家であつた。

学問を蓮光寺の午山不老和尚に就き、また江戸に出て儒学を成島錦江に学んだ学問を修めた人だけに、その名主役としても信望があつた。寛保二年八月に大洪水があつて、自宅も浸水したが、自ら危険を冒して舟を出して諸人を救出せんと難民の救恤にあたつた。また水災後の善後処置に米穀金銭を出して救助に専念した。この慈善事業には村民も感激し、また渋井の名主である高橋半右ェ門等も協力した。友山父子は資産を投じて屡々食米を配つて貧民の救恤につくした。時の川越城主秋元但馬守は友山父子の慈善篤行を賞して、親しく城内に招待し功労を嘉賞した。この洪水は被害も甚大であり川越領で、堤切所も九十六ケ所、村数二十八ケ村でその惨状が広範囲であつたという。友山は時に三十五歳であつた。晩年の天明七年十一月十日八十一歳で歿した。この墓塔が邸前に友山居士と建てられたが墓は展墓の人で香華の今に絶えることがなく徳行が永く追慕されている。その功績は賞されて従五位がおくられてその墓は埼玉県指定史跡となつている。(写真参照)

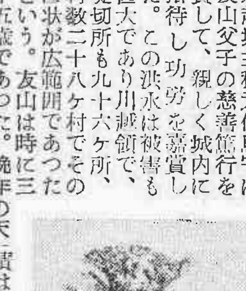

並木の大樟樹

並木の街道で古谷駅から大樟樹が遠望される。これは細川武助氏邸内にあつてクスノキの大木で平地に生育したものとしては本県で第二位の喬木と称されている。樹周一丈四尺(四・二米)樹高一七間(三〇・九米)余り、その枝張り二二間(四〇米)四方もある。庭木として珍らしく天然記念物に指定(昭和九年三月)されている。(写真参照)

文化財専門調査委員　(岸　伝平)

【市民の声】

【問】市政だより五六号を見て国民健保の発展をお喜び致します。一般市民の医療機関に清瀬病院東療等が指定されそこを利用出来る事は患者に誠に結構と思つて居りますが、清瀬町の結研附属療養所、東村山町結核予防会保生園も交通の便もよく利用者も多いと思いますが指定されておりませんので、こゝでも治療を受けられるようになれば被保険者の利益も更に向上すると思いますので、どうか指定していたゞく様お願い致したいと思います。保険課のご意見を次号の市政だよりででもおきかせいたゞければ幸いです。(一被保険者より)

【答】市外の医療機関に対しても従来努めて協定を結ぶ方針をとつて参りましたが、医療機関の中には先方の事情で協定を結ぶことが出来なかつたり、当市国保被保険者の受診が僅かであつたり、その他の事情で協定が結ばれなかつたものもあります。然し当方としては今後も市外の医療機関と出来るだけ協定を結んでご要望に応えたいと思つております。(保険課)

市税出張徴収日のお知らせ

徴収課

五月は自転車荷車税の納期ですから左記の通り出張徴収を行いますからご利用下さい。

地区	出張徴収場所	日	時
小室町、今成町、小ケ谷町、野田町	田面沢農協事務所	五月三十日	自午前九時 至午後四時
喜志町、新宿町、脇田町、通町	喜志町公民館		
菅原町、仙波町	八幡神社々務所	卅一日	
大東西地区	日東農協事務所	二十八日 二十九日	

警察広報
心と家に丈夫な錠を
危い女性の一人歩き

緑したたる頃となると心身共に開放感を抱き、この隙を狙つて「すり、たかり、空巣、性犯罪」等が目だつて増える一方、行楽客を輸送する自動車でその往来は一層はげしくなり交通事故も多く起る時季です。また少年の不良化の時ともいえます。悪い環境に触れて家出、怠学、盗み等と転落しついには手に負えなくなるのもこの時が一番多いといわれています。

明るい平和な楽しい日々を送るために、どなたも守つていただくことをおしらせいたします。

一、空巣狙い

1 一家揃つての行楽とか留守勝にする場合外出するときは留守番をおくか、隣近所によく頼んで一寸の外出にも油断しない。

2 戸締りを厳重にすること、ただし、人目につき易い南京錠等ひと目で留守宅に見えるような鍵は逆効果の場合が多いから注意する。

二、性犯罪

女性が一人か、女性ばかりで田舎から市街地へ出て来たり、観光地や温泉地に旅行する場合

イ、見知らぬ男から話しかけられた時は天候、景色、旅行の話など、その場限りの会話位で宿泊所、身上等立入つた話はしない。

ロ、見知らぬ男性から同道、同宿を求められたときは成可く同道もさけ、決して同宿しない

三、すり、ゆすり、たかり、でんすけとばく、盛り場行楽地の雑踏では一人歩きは絶対にしないこと、多額の現金を持つて行かないことです。怪しい人がいたらすぐ最寄りの警察官に申出て下さい。

婦人学級開設

明るい家庭を築き上げ地域社会向上を目指すこの学級に多数参加下さるようお待ちしております。

一　期間　5月29日開講〜11月13日閉講　毎週火曜日

二　時間　昼の部二時〜四時　夜の部七時〜九時　内容は共に同じ

三　場所　昼の部中央公民館　夜の部第三小学校

四　募集人員　昼の部一〇〇名　夜の部一〇〇名

五　参加資格　市内居住在勤する二十才以上の婦人

六　授業料　無料　但し実費のかゝるものは徴収する

七　申込　市教育委員会社会教育課(南町埼玉銀行側旧貯蓄銀行三階　電話一六四〇番)

八　〆切　5月25日申込順

近づく伝染病流行期
腸パラチフス予防注射を忘れずに

(衛生課)

一、日割、場所、区域

施行月日 第一回	第二回	第三回	時間	場所	区域
五月四日(金)	五月十一日(金)	五月十八日(金)	後1時30〜3時	第五小学校	今成町、小室町、小ケ谷町
				杉下町社務所	杉下町
七日(月)	十四日(月)	二十一日(月)		第四小学校	仙波町、菅原町
				城南中学校	喜志町、新宿町
七日(月)	十四日(月)	二十一日(月)	午後七時より八時三十分まで	志義町社務所	志義町、相生町、鷹部屋町
				西雲寺	新田町
八日(火)	十五日(火)	二十二日(火)		野田町社務所	野田町
				神明町社務所	神明町、志多町、喜多町、宮元町
九日(水)	十六日(水)	二十三日(水)		第三小学校	中原町、六軒町
				八幡神社社務所	脇田町
十日(木)	十七日(木)	二十四日(木)		指定地診療所	西小仙波町、久保町、松江町
				えんま堂	小仙波町
十一日(金)	十八日(金)	二十五日(金)		本応寺	石原町、高沢町、廐下町
				中央公民館	三久保町、上松江町
十二日(土)	十九日(土)	二十六日(土)		市役所	宮下町、江戸町、多賀町、鍛冶町、郭町、本町、南町
				工業高等学校	通町
十三日(日)	二十日(日)	二十八日(月)		熊野神社社務所	連雀町、猪鼻町
				大西材木店	境町、橋町

※都合でどの場所で受けても差支ありません。

二、該当者

(1) 初回免疫該当者(三回注射の者)満三才以上満四才未満の者(昭和二十七年四月一日から昭和二十八年三月三十一日迄に生れた子供さん)但し満四才以上でも初回免疫(三回注射)の終つていない者は三回注射をする事

(2) 追加免疫該当者(一回注射の者)満四才以上六十才迄の者で初回免疫(三回注射)の終つた者全部

三、実費

(1)初回免疫(三回注射)金式拾円也

(2)追加免疫(一回注射)金拾円也

当日本人持参の事

四、注意

(1) 注射整理票は何れ衛生委員より配布になりますから保護者の住所氏名及び該当者の名、年令など必ず記入の上当日持参して下さい。

(2) 熱のある人、心臓、腎臓その他病後衰弱者姙娠している人は受けないで下さい

(3) 注射後熱が出たり頭痛がしたりする人がありますが決して心配はありません

(4) 学校の児童生徒は学校で行いますから一般の注射場へは来ないで下さい